

千葉県銚子市沖における協議会（第2回）議事録

日時 令和2年1月31日（月）14:00～15:30

場所 三井ガーデンホテル千葉 3階「平安・南」

○清水課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく千葉県銚子市沖の協議会を開催したいと思います。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日本協議会の構成員の皆様についてはご紹介を割愛させていただきますが、本日環境省様にお越しいただいておりますので、ご紹介させていただきたいと思います。本会においては、法律の第9条第5項の規定に拠りまして、関係行政機関の長は協議会構成員の求めに応じて協議会に対して必要な助言を行うことができるというふうにされております。この規定に基づきまして、本日環境省の大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響審査室の鈴木清彦室長補佐に来ていただいております。

○鈴木室長補佐

鈴木です。よろしくお願いいたします。

○清水課長

それでは、これからの議事進行については永尾座長にお願いしたいと思います。

なお、報道関係者の皆様方におかれましては、協議会の運営に支障を来さないように、撮影についてはこの後の配付資料の確認といったところまでとさせていただきます。

傍聴については最後まで可能となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○永尾座長

皆様、こんにちは。今日お忙しい中、年度末に向けて大変忙しいと思いますが、ありがとうございます。今日は殊になく寒くて、風も強い。何か正しい冬が戻ってきたという気がしますけれど。

第1回目がこの場で11月18日に開催されました。今日は早くも第2回になると。当初は大体3回ぐらいをめぐりという話がありましたが、議論の進捗に従って3回には限らないというように言われておりますが、当初の予定ですと、半分に来たということで、今日の議論の中でかなり本質のところが議論できるんじゃないかというふうに期待しております。

では、初めに、本日の議題1としまして、本協議会の進め方について確認させていただきたいと思います。

まずは第2回以降の、今日以降の本協議会の公開の方法であります、一般傍聴をお受けしておりますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永尾座長

では、ご賛同いただいたということで、ありがとうございます。

あわせて、本協議会の透明性の確保という観点から、協議会の議事要旨、それから、議事録についても作成・公表するということにしたいと思います。議事録は実際の発言内容を録音しまして、それを文字に起こす、いわゆるテープ起こしをして、それを正式な発言というふうにして記録にとるということにしたいと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永尾座長

では、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

では、事務局から配付資料の確認をしていただいた上で具体的な議事に入りたいと思います。事務局よりよろしくお願いします。

○清水課長

お手元の資料の一番上にはこの議事次第ということで1枚あるかと思いますが、その4ポツのところ配付資料ということでございます。順番に、出席者名簿、配席図、それから、協議会運営規程とございまして、まず、資料4で事務局説明資料ということで既存

構造物に係る確認結果と国の調査の進捗について、それから、資料５で協議会意見取りまとめに向けた主な論点、それから、資料６で千葉県様の提出資料、それから、資料７で銚子市様からの提出資料となっております。そのほか参考資料で１・２・３と３つ付いております。もしお手元に不足がございましたら、教えていただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

○永尾座長

ありがとうございました。資料は皆さん届いているようです。

では、先ほど事務局からご紹介ありましたように、これから報道機関の皆様にはこれ以降の撮影はご遠慮願いたいと思います。ご協力よろしくお願いします。

では、早速議題２の事務局説明事項で、既存構造物に係る確認結果と国の調査の進捗についてに入りたいと思います。事務局より資料４についてのご説明をお願いいたします。

○清水課長

では、お手元のパワーポイント資料４に基づきまして、冒頭経済産業省から、それから、途中で国土交通省様から資料の説明をさせていただきたいと思います。大きく２つの固まりがございます、既存構造物に係る確認結果という固まり、それから、国の調査の進捗状況というところでございます。

まずは右上のところに１ページとございます、下半分のところ、当区域内の既存構造物についてというところでございます。この指定する候補となっている区域において現時点で既存構造物ということで、この右下のところにございますように、洋上風力１基と観測タワーというものがございます。こちらについてですが、所有者が東京電力さんということで、今後ステークホルダーにもなり得る可能性があるということで経済産業省でヒアリングをいたしまして、この構造物の状況、それから、留意事項といったことを確認してご報告させていただくと、そういう趣旨でございます。

この青い四角のところにまず最初の丸のところでございますが、2013年から2017年にかけて東京電力ホールディングスさんが洋上風況観測タワー、それから、洋上風力発電設備及び海底ケーブルを設置して、実証研究を行ってきたという経緯がございます。

こちらの実証設備につきましては、実証研究の後、東京電力さんに承継された上で現在商用運転が行われているということで、千葉県による占用許可を受けてこの区域に引き続

き存在している状況でございます。

この所有者である東京電力ホールディングスさんに確認したところ、当区域が促進区域として指定され、風上側に新たな洋上風力発電設備が設置された場合、この既存の設備の発電量の低下や乱流による耐久年数の減少などの影響が生じ得るということでございますので、洋上風力発電設備の設置位置を検討するに当たっては事前に十分な協議・調整をしてもらいたいということ、一方で、この協議が行われることを前提として促進区域の指定には異存はないという見解をいただいております。結論的には区域の指定には異存はないが、まさに協議会の取りまとめの中でこの既存構造物との関係性について十分な協議・調整をしてほしいと、そういったことでございます。

めくっていただきまして、次のページから、2ページ目のところでございますが、続いて、国の調査についての現況のご報告でございます。自然条件に関する調査というところと、それから、風況に関する調査というところと海底地盤の調査というところの2つの調査についてご報告させていただきます。

まず、自然条件に関する調査内容についてということで、ガイドライン上での記載というところでございますが、ガイドラインにおいて、情報収集に要する時間・コストを勘案しつつ、以下の調査項目・調査方法を目安として、専門的な見地も踏まえて、区域の実情に応じて検討するといったことになってございまして、風況についていうと、調査項目として、年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等といったことについて観測を実測による1年間の風況データの調査を行うといったことになってございます。

当区域においての調査ということで、この風況についてのところがこの下半分、3ページ目のところでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました観測タワーというものが既に設置されております。そういう意味ではライダーを使った観測よりもより精度の高いデータの収集ができるということでございます。

この青い四角のところの最初のポツですが、風況観測タワーが設置されておまして、2013年から17年にかけて既に風速・風向・乱流強度といったデータの収集をしているというところでございます。

先ほどのガイドラインに沿いますと、スキャニングライダーを用いた調査といったことも考えられるものの、この風況観測タワーを用いた観測で10キロメートル圏に本海域をカバーする形で実施されているという状況でございます。その内容について十分なデータ量があるといったことから、本区域についてはこのNEDOの実証による観測データを今般

の風況調査として活用するという方針にしたいと考えてございます。

今の申し上げたデータの結果でございますが、年平均風速としては7.3から7.5メートル・パー・セカンドといったことで、洋上風力発電を実施する上での障害となるものは確認されていないという状況になってございます。

続いて、海底地盤のところについて、国土交通省さんからお願いいたします。

○松良課長

国土交通省港湾局の松良でございます。

同資料の4ページ目でございます。海底地盤調査に関するご報告でございます。

促進区域指定ガイドラインを目安といたしまして、海底地盤状況を確認するため、4種類の試験を行っております。まず、海底の地形を測るもの、それから、海底の地層を測るもの、海底の地質を測る観点で2つのコーン貫入試験、P S 検層試験というものを行っております。

その結果でございますが、2つ目の黒丸のところでございます。まず、水深、地形に関することでございますが、当該候補区域内におきましては、最も深い箇所的水深が21メートルということでありました。ほとんどが10メートルよりも深いところでありますけども、基本的には20メートル程度までということであります。

それから、②でございますけども、地層の関係でございます。区域の東側から4キロほどにわたりまして海底面に名洗層、これは砂岩と泥岩の互層でございますが、これが存在をしております。それから、その名洗層の西側におきましては飯岡層と言われる固結のシルトが固まったもの、これが存在をしております、東側の名洗層というものが飯岡層の下に潜り込むような形になっているということでございます。

さらに③でございますけども、名洗層の一部におきましては、名洗層の上部に砂質土または粘性土の、いわゆる沖積層と言われる若干柔らかい層が存在しているということでありまして、もっとも厚いところで15メートル程度ということでありました。

これらの層の占める面積でございますけども、④にございますとおり、名洗層が約60%、飯岡層が25%、沖積層が15%ということございました。

実際にコーン貫入試験というもので地質調査を行っております。1点行っておりますけども、そこにつきましては海底面から25メートルが飯岡層、その下が名洗層、名洗層が下に潜り込んでいるところがございますけども、こういった状況になっていると確認してお

ります。

まとめで、結果のところでございますけども、今回の有望な区域想定案のところでございますが、洋上風力発電を実施する上で海洋構造物を建てる上での障害となるというものではこの地質状況につきましては確認されなかったということでもあります。ただしということで、一部海底面に沖積層、柔らかい部分があるということもございますので、設計・施工するには十分には考慮して行っていただく必要があるのではないかとということでございます。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございます。

調査結果に関する内容のご報告がございましたが、一応ここで皆様の中からご意見・ご質問をお受けしたいと思えます。ご意見・ご質問がおありの方は挙手していただくなどしまして、よろしく願います。何かご意見ございませんか。ご意見・ご質問ないでしょうか。ようございますか。また後で長い、かなり時間をとって全体の質疑応答を予定しておりますので、そのときにこれに関してのご質問がありましたら、お受けしたいと思うんですが、その前に何かございましたら。

事務局で何か追加することございませんか。ようございますか。

では、これに関して今はご意見がないということで次に進めさせていただきたいと思えます。

では、次は議題の3、協議会意見取りまとめに向けた主な論点及び千葉県・銚子市の提出資料についてというところに入りたいと思えます。

この進め方でございますけれど、まず最初に、事務局より本協議会における検討のひな形としまして、長崎県の五島市沖協議会意見取りまとめ、これ参考資料の1でございますが、を紹介していただいた上で、銚子沖の洋上風力向けに調整していくための視点をまとめた、協議会意見取りまとめに向けた主な論点、これは資料5でございます、について説明いただきたいと思います。その説明の後に続いて、協議会意見取りまとめに向けた主な論点の背景・事情等について、千葉県、それから、銚子市から資料6・7に沿って説明いただきたいと思います。最後に、構成員の皆様から議題4の自由討議、この次に続く議題でございますが、自由討議の中でご意見・ご質問を頂戴したいと思います。こういう形

で進めたいと思っておりますが、最初に、事務局より説明をお願いいたします。

○清水課長

それでは、お手元の資料前後して恐縮ですが、お手元のこの参考資料 1 ということで、ワードの紙で左上がホチキスです、3 枚ぐらいの紙があるかと思しますので、こちらでまず長崎県の五島市沖における協議会の取りまとめというものについての説明をさせていただきたいと思います。

長崎県五島市沖につきましては昨年の11月の段階での協議会で大体意見まとまりまして、若干の修正の上、最終的なものとしてこちらの参考資料 1 ということで取りまとめております。こちらを踏まえて昨年の12月27日に促進区域ということで指定されているところでございます。

当然、区域によって取りまとめの内容、異なる部分があることは大前提でございますが、本協議会における議論の参考になる部分もあると思いますので、まず、こちらを議論のたたき台として紹介をさせていただきます。

この協議会取りまとめでございますが、全体として、構成として「はじめに」というところ、その上で「協議会意見」ということで、その後で促進区域を指定するに当たっての留意事項というところが3ポツの「留意事項」というところから3ページぐらいにわたって続いていると、そういう構図でございます。

「はじめに」のところは省略させていただきまして、2つ目の、2ポツ、「協議会意見」というところでございますが、協議会、その長崎県五島市沖の区域において実施することについて、三、四行目ぐらい、別紙の図面のとおり、浮体式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はないと。ただしということで、「指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求めるものである」ということで、この留意事項についてしっかりとやっていることを前提に区域としての指定は問題ないという構図でございます。

留意事項というところで、中身でございますが、大きく括弧で1から7までございますが、まず最初に、「全体理念」というところが最初の固まりでございます。全体理念といたしまして、選定事業者、公募で選ばれた事業者は地元との共存共栄の理念について理解し、地域資源たる風と海を最大限生かした、地方創生にも資する発電事業の実施に努めるということで、事業全体に係る全体の理念、方向性ということを書きつつ、具体的な例として、

地元への電力供給だとか、災害時の電力融通のための計画策定に努めるといったことになってございます。それから、選定事業者は協議会の意見を尊重した事業を行うということ。一方で、協議会はこの意見を尊重して事業を行うといったものについては、基本的にはこれは海域の利用について了承するものするといったことにまず大きな方向性としてなっております。

その上で今度（２）のところで地域や漁業等との共存、それから、漁業影響調査についてということでございます。最初のポツのところでもまず全体の理念ということで、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、信頼関係の構築に努めるといったこと、その上で具体的な方策として、２つ目のポツでございますが、同じく共存共栄の理念のもと、地域や漁業との協調・共生のための基金を五島市と協議の上設置すること、また、基金の運用に当たっては透明性を確保することといったことが具体的な共存共栄の方策として書かれております。

それから、漁業影響調査についてが３つ目のポツで、その方法及び時期については関係漁業者、地元大学や試験研究機関などの学識経験者及び地元自治体の意見を聴取するとともに、その意向・助言を十分尊重することということで、漁業影響調査の進め方というところでございます。

（３）から（５）のところは事業の実施に当たっての様々なステージでの留意点というところでございます。（３）が設置に当たっての設置位置といったこと、それから、（４）で建設、それから、（５）で事業の実施というフェーズでございます。それぞれ前回の本協議会でも議論ございましたが、なかなか今の時点で詳細な計画がわからない部分もございまして、しっかりとそのプロセスのフェーズで丁寧な協議を調整するといったことが大きな方向性として掲げられております。

まず、（３）のところで、設置位置についての留意点というところで、事業者は設置に当たって、漁業への支障を十分配慮し、関係漁業者との丁寧な説明・協議を行うこと、それから、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことのないように、各施設の管理者と十分に協議を行うことということ。

次に、（４）で今度建設といったフェーズでの留意点というところでございます。こちらについて、建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等々の関係者と説明・相談・協議を行うこと。それから、事故等によって被害が及ばないように、適切な隔離を確保するといった措置を講じるということ。

それから、今度（５）で事業の実施といったフェーズでも同様でございます、メンテナンスの実施といったことに関しては、十分な時間的余裕を持って関係者と説明・相談・協議を行うということ、それから、漁船を含めた船舶の安全の確保といった観点から、船舶の運用ルールを定めるといったことについて同じく関係者としてしっかり協議を行うというところが（３）から（５）まででございます。

続いて、（６）の固まりが環境配慮、アセスメントといったところの事項というところでございます。選定事業者は、環境影響評価法その他の法令に基づいて適切な環境影響評価を行うということ、その際に配置・規模・構造等の検討に当たっては、コウモリ類、海生生物、海洋環境、景観等への影響が回避または低減できるような配慮といったこと、それから、海鳥の調査といったことについて、環境省さんのセンシティブティマップといったものも活用しながら適切に行うということ、それから、予測・評価には不確実性が伴うということで、次のページまででございますが、工事中及び供用後、動き始めた後についても必要に応じて追加的な保全措置を講じるということ、最後に、世界文化遺産との関係ということで、しっかり必要な協議を行った上で世界遺産への影響のないような事業計画とするということ、という固まりでございます。

最後に、「その他」ということでなかなか１から６でも想定しがたいような事態ということも今後出てくることもございますので、そういった場合に必要な協議というのを、協議会を通じて行うことといった内容になってございます。こちら議論の参考としていただければと思います。

その上で、先ほど座長からもお話ございましたとおり、本協議会における取りまとめに向けた論点ということで、右上に資料５と書かせていただいております、当省と国土交通省さん、それから、千葉県のクレジットでの一枚紙でございます。こちら前回の協議会でいただいたご意見、それから、前回の協議会から本日までの間に関係者の皆様方とご議論重ねさせていただいた結果として、事務局として考える主な論点ということで、当然本日の議論これに限らないわけでございますが、議論のたたき台として提示させていただいております。

大きく分けて５つございます。先ほどのそういう意味では、五島の分けとも通ずる部分がございますが、まず、１点目に、「地方創生にも資する発電事業のあり方と自治体の諸施策との連携」ということで、地域における産業・雇用の創出、観光資源としての活用、前回もご議論ございました、名洗港の活用、それから、電力の地産地消、市民向けの教育・

広報における連携といったような、連携のあり方という論点が1つ目の固まり。

それから、2つ目に、「漁業との共存共栄のあり方」ということで、漁業共生策についての内容ですとか、規模、それから、それを実施するに当たっての公平性、公正性、透明性の確保のあり方といったこと。

それから、3点目の固まりで、景観との調和、環境への配慮ということで、特に屏風ヶ浦からの景観といったことを含めてどのように考えていくかということでございます。

それから、4点目で「事業実施に際しての配慮事項」ということで、今申し上げたようなもののほか、設置位置の検討、建設、それから、事業の実施、事業終了後といった、各段階においてぜひ留意をしてもらいたいことがどのようなものがあるかということ。

それから、「その他」として、こういった検討に当たって、前回もご説明させていただきました基本方針の4つの目標ですとか、国民負担の軽減といったこととどのように両立を図っていくのかといったことをたたき台として提示させていただいております。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

最初に進め方に関してお話ししたとおり、続きまして千葉県からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○吉野部長

千葉県でございます。

では、私どもから資料6にありますように、「洋上風力発電の導入促進に向けて」と題しまして、今の論点を踏まえた千葉県の考え方といいますか、スタンスについて説明させていただきます。資料6、これをご覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず、1の期待や留意事項等ですが、一般海域における洋上風力発電は、長期間にわたり、それから、広域において実施されるものであります。他方で、今回想定される海域は漁業関係者等が長きにわたって生活の場として利用されてきており、当然のことながら発電設備が設置された後もこの状況は変わらないものと考えております。また、地域経済への好影響も期待される一方で、景観や環境面への一定の配慮が必要であるということから、前回永尾座長がご発言されたように、高度な調整が求められるものと思います。

以上、総論的に申し上げましたけれども、ここでの3つのポイント、すなわち漁業との共生、地域経済の振興、それから、環境・景観との両立についてこの後順次具体的にご説明申し上げたいと思います。

まず、次の2番ですけども、千葉県におけるこれまでの取り組みです。千葉県では洋上風力発電について平成26年度から関係する市町村や漁業関係者の方々とともに理解を深めながら取り組んできたところでございます。当初は生活の場である海、これが舞台となることから不安を感じる漁業者の方も多かったと聞いております。こうした中で地元漁協におかれてはNEDOなどの実証実験などを通して洋上風力発電や漁業との共生についてご理解を深めてこられました。我々千葉県も勉強会や先進地の視察などを通じて、洋上風力発電の導入のためには地域と発電事業者が十分に理解し合い、信頼関係を構築しながら話し合いを重ねることが必要であること、これを学んだわけであります。このことは再エネ海域利用法制定の背景の1つである、先行利用者との調整スキームの整備、関係者が一堂に会する本日のような協議会での協議と経緯を一にしたものと捉えております。

それでは、先ほどの3つのポイントについてより具体的にお話ししたいと思います。

まず、3の漁業調整のところをご覧いただきたいと思います。本県の銚子、外房地域では漁業は現在も基幹産業の1つであり、特に銚子漁港は9年連続で日本一の水揚げ量を誇る漁港であります。漁業を持続可能な産業として継続的に育成することは県としても非常に重要なテーマの1つであります。洋上風力発電設備の持つ魚礁効果により新たな漁場の創出が期待されておりますけれども、この効果をより一層高めるためにも地域の実情を十分に理解した漁業共生策の着実な実施が必要と考えております。

次に、2点目でございますが、地域経済の振興についてでございます。発電設備設置に伴いまして継続的なメンテナンス作業が発生することなど、地元では産業拠点の集積や雇用面での好影響を与えることも期待されております。特に港湾の利用は流通拠点整備の可能性も秘めることから、県といたしましては発電事業の実施に当たっては銚子市内にあります名洗港を、メンテナンス作業を中心に可能な限り利用していただきたいと思っております。ただ、利用に当たっては整備が必要となるため、事業者の方にも一定の負担はお願いすることになるかというふうに考えております。

また、県内にはすぐれた技術力を持つ企業も多く、これらの企業にとってもビジネスチャンスとなるよう、発電事業者の方との連携についても検討していきたいと思っております。この辺はまだ具体的なものが見えてこないの、見えた段階でいろんな技術力を持った企業

との連携を考えていきたいなというふうに考えております。

このほかにも風車群を活用した新たな観光商品、観光資源の開発なども期待されるところでありまして、発電事業者の方に対してはご理解・ご協力をお願いする機会が出てくることもあろうかというふうに考えております。

次に、3点目は、環境や景観等との両立、調整でございます。本海域において貴重な鳥類が確認されております。それから、また、本海域の一部及びその周辺は生物多様性の観点から重要度の高い水域に選定されているわけでありまして。さらに、周辺には水郷筑波国立公園の利用施設など重要な眺望点が存在しております。こうしたことから、発電事業者におかれましては環境影響評価の実施に当たって、鳥類、海生生物、景観、海域の流向、流速の変化による九十九里浜への影響などの項目を適切に選定し、環境への影響をできる限り回避または低減するよう努めていただきたいというふうに考えております。また、国指定の名勝及び天然記念物である屏風ヶ浦につきましても文化財としての価値に配慮していただくよう希望いたします。県といたしましては、これらを通して洋上風力発電と環境や景観との両立、これを期待しているところであります。

まとめになりますけれども、県といたしましては、設置されるファーム群が地域や地域住民から愛され、地域の資産として誇りを持っていただきながら長期間にわたる安定した発電にも寄与するという、いわばウィンウィンの関係による洋上風力発電事業となるよう、引き続き地域の理解を得ながら調整を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○永尾座長

ありがとうございました。

千葉県が終わりまして、次は銚子市さんでしょうかね。銚子市からの資料7のご説明お願いいたします。

○越川市長

銚子市長の越川でございます。

それでは、取りまとめに向けた論点に沿いまして銚子市の考え方を説明させていただきたいと思っております。資料の7のカラー刷りのA4判1枚の資料があるかと思いますが、そちらをご覧くださいというふうに思っております。千葉県さんと大分ダブる部分もござ

いますが、改めて説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の地方創生、自治体との連携についての銚子市の考え方でございますけれども、理念として、この洋上風力発電事業は漁業との共生が絶対条件だというふうに考えております。また、陸上、陸域につきましても、銚子創生、地方創生のための重要な施策という認識をしております。銚子市内の商工業者や観光事業者をはじめ多くの市民が期待を寄せている事業でございます。事業者に対しては、まず地元との共存共栄という話がございましたけれども、洋上風力発電事業を通じて地域の活性化を図っていくためにも、地元自治体における施策、あるいは産業関連団体との連携・協力をお願いしたいと思います。

連携・協力の具体的な例としては、発電された電力の一部について、銚子市も出資して設立をいたしました新電力、銚子電力株式会社への電力供給をお願いしたいと思います。この新電力への電力供給を通じまして再生可能エネルギーの地産地消への協力をお願いしたいと思います。また、五島市の取りまとめにもありましたように、災害時の電力の融通につきましてもご協力をいただければありがたいと考えております。

有望な区域の近くに位置する名洗港につきましては、事業者にはぜひとも活用をいただきたいと考えております。具体的には洋上風力発電施設の建設時におきまして、建設作業員の輸送のための建設補助港湾として活用していただく、また、建設作業員の確保については可能な限り地元を優先することをお願いしたいと思います。竣工後におきましては、名洗港を運転管理やオペレーティング、メンテナンスのための港湾として活用し、地元企業との連携によりまして継続的に地域の活性化が図られるような取り組みをお願いしたいと思います。

さらに、銚子市には小学校から大学まで教育機関が充実をしております。これらの教育機関との連携を図り、講義やインターンシップを通じて学生などに対して洋上風力発電事業の理解を深めるための取り組みについてご協力をお願いいたします。

また、観光面では、洋上に風車が立ち並ぶ光景は新たな観光資源として期待されるものでございます。銚子市の観光振興に寄与するものと考えております。風車や海を生かした市の進める観光施策との連携・協力をお願いしたいと思います。

また、本日はイルカウォッチング船を運航している銚子海洋研究所の宮内所長も出席されておりますけれども、銚子沖ではイルカやクジラを見ることができ大変豊かな自然環境がございます。周辺海域でも遊漁船も運航しております。これらの既存の観光資源との共生、共存共栄についても対応をお願いしたいと思います。

次に、2点目の漁業との共存共栄のあり方についてでございますけれども、漁業共生、漁業振興については、先ほど県からもお話がありましたように、銚子市は9年連続水揚げ日本一を誇る漁業の町であります。選定事業者は漁業との共存共栄の理念を理解し、漁業者との信頼関係の構築に努められたい旨の説明がありましたが、選定事業者には洋上風力発電事業を通じて漁業振興にともに取り組むという姿勢で発電事業に当たっていただきたいと考えております。

漁業共生策の一環として五島市、秋田県による協議会においても基金の設立というお話がございました。銚子市では漁業との協調、共生の取り組みを支援するため、既にこの漁業振興基金を設置しております。漁業振興を図るための経費に限って活用できるという基金でございます、条例でその旨を定めているところでございます。洋上風力発電事業が漁業に及ぼす影響についてはまだまだ不明な点も多く、長期にわたって漁業影響調査などを行っていただく必要があります。他の協議会と同様に売電収入の一部を漁業振興、共生のために拠出をしていただきたいと思いますと思いますけれども、拠出に当たりましてはこの銚子市の基金の活用も検討していただければと考えております。また、基金の運営に当たりましては、漁業者、関係者などの意見を踏まえた上で透明性の確保にも努めるなど適切に銚子市としては対応していきたいと考えております。

3点目は、景観との調和、環境への配慮でございますが、これも千葉県さんと共通する部分がございます。前回も申し上げましたけれども、有望な区域の近くには国指定名勝及び天然記念物の屏風ヶ浦がございます。事業者には洋上風力発電設備等の設置に当たりまして、国指定名勝及び天然記念物の屏風ヶ浦が有する文化財としての価値に配慮するため、文化財関連の法令に基づく適切な対応をお願いいたします。

また、銚子市教育委員会をはじめとする関係機関と十分な協議を行うことを求めたいと思います。あわせて、関係機関や専門家からの意見を踏まえて、客観的な根拠に基づきまして文化財に対する影響評価を行うとともに、影響評価を踏まえ名勝及び天然記念物への影響が軽微となる事業計画とすることを求めたいと思います。

最後に、配慮事項でございますけれども、洋上風力発電事業は地域経済の活性化、地元の雇用にも大きく貢献するものでございます。これらの経済波及効果を長期間にわたって持続させていくためにも、洋上風力発電施設の建設後の運転管理やメンテナンスのための拠点を事業者が地元設置することが重要だと考えております。そのためには名洗港の機能の整備が必要であります。国、県の関係者の皆様には名洗港の整備について強く要望し

たいと思います。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

今の議論で最初に国、事務局でございますけど、国から今までの論点整理ということで5点、資料5でその他の留意事項含めまして5点の論点が整理されたものが提示されました。引き続きまして、千葉県、それから、銚子市の両方から期待、すなわち意見、それから、留意すべきことという意見をいただきました。そういう面を踏まえまして、これから、一応皆さんのプログラムによるご意見の提示が終わりまして、今から自由討議に入りたいと思います。今までいただいた説明に関しまして、最初の、今までの調査結果を含めまして、ご意見、それから、ご質問がありましたら、お受けしたいと思います。よろしく願いいたします。じゃあ、銚子市さんからよろしい……。

○和田副組合長理事

漁協です。

○永尾座長

どうぞ。見えませんでした。失礼しました。

○和田副組合長理事

前回終わりのほうに渋谷委員から最後に同意が必要だという、そういうお話もありました。それで、そのほかに私もこの法案ができる前から各事業者数社と共生支援策についてお話を今していたところもあります。そういうのを踏まえて、五島市の協議会の意見の取りまとめという、こういう形にまた千葉県もしていくと思うので、銚子の場合も、ということで、協議会の意見として、事前に、公募が始まったら、事業者といろいろ接触ができないというお話も伺っていますので、公募前に我々漁業者と共生策、支援策について理解を得てもらったほうがよいのかなと。そういうことを協議会の意見として載せてもらえば、下の留意点に書いてあることにつながっていくと思いますので、そういうことを協議会意見として載せていただけないかということでお願いしたいと思います。

○永尾座長

事務局、何かそれに関してありますか。

○清水課長

そういう意味ではまさに協議会のこのご意見の中でこの漁業者さんのご要望なり、もしくは場合によっては地元としてのご要望と、いろんなものがあるかもしれませんが、といったものについて、公募に参加しようとしている事業者さんと対話をする場というものをつくっていくということ、まさにここで取りまとめてやっていこうというのは十分考えられる案だと思いますので、そういう意味ではぜひご議論も進めていただいて、取りまとめの中でそういうことを盛り込んでいったらいいんじゃないかと思ってございます。

○永尾座長

ほかにございますか。今の関連でございますか。

この中で十分議論して、それをこれからつくる、先ほど例がございましたけど、五島の例ですね。ああいった形のようにまとめていくと、それをこの協議会のアウトプットにすると、そういうことでございますね。

○清水課長

すいません、今私のほうで理解をしたのは、そういったこともしつつ同時に公募の前のタイミングで何かの説明会のようなものを開催してはどうかというご提案だというふうに、むしろそういう内容を協議会の中で盛り込みましょうというご提案だというふうに理解をいたしましたので、そういったものについても当然盛り込み得るものだと思いますし、今座長お話がございましたとおり、その協議会の取りまとめという中でもう既に書き込めることは同時に書き込んでいただいたらいいんじゃないかというふうに思っております。

○工藤構成員

結構大事なプロセスに関する認識なので、私も私の理解を確認したいんですけども、要するに、ここで、協議会でいろいろ留意事項を示したことについて、その後のプロセスを実行する人たちに対するアクションに対する、言ってみれば留意事項のリコメンデーション

ョンみたいなものなので、ここに書き込んで、こういうふうにやったらどうですかということについては当然後のプロセスを管理する方が判断して、例えば、今でいうと、入札に興味がある事業者さんにオープンな地元の方々の説明会というものを設置したらどうですかということをこの協議会の文書に書き込めば、それについてどうしましょうかということの後プロセスの方がしっかり考えるという、そういう流れだという理解でよろしいですか。

○清水課長

ちょっと私の理解が不十分なのかもしれませんが、基本的にはそもそもにおいてこの全体のプロセスとして前回、第1回でご説明させていただいたところとも重複しますが、今回協議会で先行利用者さんも含めた形でこういう形で、共存共栄の形で事業をやっていきましょうという内容をここでご議論いただいて、まとめていただきます。

それを踏まえて区域を指定して公募していくという流れになっていくということでございますが、その際にやはり公募に参加される事業者さんになかなか、例えば、この紙だけだと表現し切れない思いというのが当然あるとか、いろんなことの中でそういったことについてさらに、例えば、このメンバーにとって、公聴会のようなものも開いて、質問しながら、もしくはこちらはこういうことを思いながらこのことを表現したんですよということを、思いを出しながら対話をしていくといったことはプロセスとして、よりそういう意味ではまさに地元との共存共栄のこの理念を理解するという意味においても重要なプロセスだということはあるんじゃないかと思ってございます。

何か次のプロセスの方というよりも、むしろ、まさにこの銚子市の沖の海で、このメンバーの方々がかかわっている海で事業をやられるわけでございますので、この協議会のメンバーの方々とそういうことの事業をやりたい方との間の対話の場、もしくは思いを説明する場というものが不可能なのかというご質問だと私は理解しましたので、そういったものは十分あり得るんじゃないかというふうに思いましたし、同時に、全てがそこに白紙委任というよりも、ぜひこの、まさに協議会の場で合意できる点についてはどんどん合意していただいて、取りまとめの文言としても書き込んでいただければ、よりよい形になっていくのかなというふうに思っております。

○永尾座長

私の理解なんですけれど、この協議会というのはまず第一にアウトプットというのが、五島の例が出ましたけれど、今後あるべきことのポイントをきちっとまとめたものなんです。これをもとに業者さんに対して提案を要請する、それが最初の協議会のアウトプット。今手元にはないんですけど、この協議会の運営の指針か何か、記憶で言っていますが、その中では、事業の進捗に従いこの協議会は適宜必要に応じて開催すると、そういった文言があったような気がします、そういうところで十分拾えるんじゃないかという気がします、そういう理解でよろしいですか。

○清水課長

まさに座長おっしゃったようにそういうことで、この協議会にも先行事業者の方が入っていただいて、この場でも議論していくことになってございますし、同時に、今銚子市漁協さんからご提案あったように、まさに選ぶプロセスの中でそういうものをやったらいんじゃないかということもまた否定はされていないと思いますので、すいません、和田様、ちょっと私の受けとめ方が違ったら、またご指摘いただければ。そういうことがあると理解しております。

○和田副組合長理事

公募をやった後にいろいろ協議するということでは、我々今事前に、この法が出る前からやっている事業者とこういう支援策、共生策というものはやれるよというお話を伺ってきて、地域を出してきたという経緯もあります。それよりも落ちるような支援策、共生策では我々もちょっと納得いかないということが出てくると思うんですね。

ですから、やっぱり同じ条件で公募をしてもらいたいという気持ちが私たちありますので、そういうことで公募前に皆さんに理解を得てもらいたいと、そういうことでこの協議会の意見としてそういう文書を載せてもらえれば、下の（２）の共生策云々という文言にもつながっていくのかなと、そういうことで私が今お話ししたところです。

○永尾座長

最終的にこの紙が出るときが、これは五島の例でございますけれど、今和田さんがご指摘したようなことがこの中にちゃんと仕込まれていると、そういうことでまとめるということご要望ということでようございますか。

○和田副組合長理事

これが来たもんですから。

○永尾座長

これは、私もこれ、これ五島ですから、よその国のお話ですから、私どもにとってみれば。ただ、こういう形が1つの先行例でございますので、これからあまり外れたことには多分ならないんだろうと思うんですが、これに対して銚子固有のものをつけ加えるし、銚子では要らないものは外すとか、こういうものがあるかないじゃ仕事の進み方大分違いますので、こういうがあるので、またこういう議論が活発になっていると思いますが、これは単なる例であると、先行例であるというふうにご理解をいただいたらいいんじゃないかと思いますし、今のご意見は我々のこれをつくるに当たって十分反映するというところでようございますか。

○清水課長

そういう意味では、すいません、事務局でそれがいいとか、悪いというよりも、むしろ協議会の場でございますので、協議会のメンバーの皆様方でよくご議論いただければと思いますし、ただ、ここの論点でございますとおり、内容・規模といったこととかも含めまして、なるべくこの協議会の場で議論できる部分はぜひしていただきたいと思いますし、そこで表現し足りない部分について直接対話をする場というものが同時にあるということは全然あり得るんじゃないかと思ってございますが、その是非も含めてぜひ協議会としてのご議論をいただければ、それを踏まえて事務局として次回に向けて取りまとめていきたいと思っております。

○永尾座長

海匠漁協さんは何かご意見ございませんか。

○土屋代表理事組合長

我々海匠漁協としても銚子市漁協とずっと話し合ってきて、基本的に銚子市漁協と同じような考えなんですね。ですから、銚子の考えと同様と受けとめてもらって結構です。は

い。

○永尾座長

ありがとうございました。

何かございますか。

○渋谷副座長

もし今のご意見の中で参考になればと思ってちょっと私の話をさせていただきたいなと思います。

私、長崎県五島のほう、その他の地域の漁業共生事業に実際に携わってきた経験から、漁業共生のあり方についてちょっと今意見、議論も含めて3点ほど話をしてみたいと思います。

まず、1つは、漁業共生の面からということで絞っていくと、他の協議会に指針がいろいろ出てくるんですけども、参考にするのはいいんですけども、実際にはその地方地方の海域において漁業のあり方や漁業資源環境が違うと思うんですよね。まず、ここなんです。そこをしっかりと押さえていないと。ですから、その点を考慮した共生策が出せるような、そういう道筋をつくらなきゃいけないということで、その点がやっぱり銚子市漁協さんでも不安なわけですよね。まず、その不安になっているというところをしっかりとつかんでいかないと、この協議会のあれが成り立っていかないと思います、共生策がですね。

2点目行きます。2つ目は、風車の基礎構造で魚礁効果や漁業への影響が違うということなんです。で、長崎五島は水深100メートルで、浮体式洋上風力ですよね。そういうところで今いろいろ出てきているということです。そのほかにモノパイル構造やジャケット構造、それから、重力ベースの構造の基礎の違いで当然漁業との共生デザインも違ってくるんですね。この点をもう少しきちっと押さえながら漁業共生案というのを考えていかなければいけないということになるかなと思っています。

それから、漁業というものは海的环境、資源環境にも左右されるので、この基礎構造の違いを踏まえた共生策がどうしても必要になってくると思います。この点をきちっと事業主様がやれるかどうかというところも銚子市漁協さんではやっぱり心配しているところなんじゃないかなというふうに思っています。

3つ目に行きます。3つ目は、その海域を、漁業資源環境の事前調査を行っていない共

生策や海域での共生案の実証も行っていない、絵に描いた餅のような共生提案だと、やっぱりほんとうに漁業共生ができるかという不安が絶対出ると思うんですね。ここなんです。出ますね。だから、今、銚子市漁協さんがそう言っているんですけど、そうは言いながらも、こういうものも、このままいくのかという課題を抱えているところだと思います。

で、日本全体がそうですけど、漁獲量も半分以上にピーク時から見たら落ちているわけですよ、日本の漁業がですよ。そのせいで漁業後継者が育たないという、漁業、日本のとんでもない現状というのがあるわけなんです。そういう現状を踏まえて、洋上風力を機会に持続可能な漁業を漁業者と一緒に作り上げていくという電力事業者が選ばれてもらいたいわけですよ。協議会としてはそういう事業者さんを選んでいきたいですよ。ここなんだと思うんですよ。

ですから、そういう基本的なことをしっかり踏まえると、やっぱりほんとにやってくれるのかいというところが漁業者側にはあるんだと思うんです。で、絵に描いた餅をばつと並べてきて、これも共生策だよといって、値段が安いからいいだろうと、それでやってくると非常に戸惑うんだと思うので、そういうところを踏まえて、今衰退している漁業の再生・発展に貢献するような事業者さんが来るよう、目指してくれる電力事業者さんを選んでいきたいということになろうかなと思うので、そういう基礎的なことを踏まえて、協議会でも具体的にどういうふうにしてやるんだといったら、こういう協議会が終わって、公募になって、全然漁業者と話もできない。もうそうしたら、どんどんどんどん公募で出てくる。そうすると、漁業者さん側としては何も手立てがなくなってくるわけなので、それも1つきちつとするためにも事前に漁業者さん側とこれから公募に出てくるだろうという電力事業者さんといろんな話し合いをしていきたいというふうに私は捉えておりました。

よろしいですか。以上です。

○工藤構成員

ありがとうございます。私自身は具体的な規模感であるとかいうことに対して地元の情報と知見がないものですから、評価できる立場ではないのですけれども、今まさに漁協の方がおっしゃられた、そういった懸念というものを今後のプロセスの中でどういうふうにするかというときに最低限できることは、まさに共存共栄としてこういうことに配慮してほしいという項目を、まず明確なリストをつくる、この協議会の報告の中で明確なリストをつくるということではないかと思うんです。

例えば、複数の会社が入札に参加するときの共存共栄的な要素に対する、言ってみれば評価項目があるわけですね。それが真っ白なところに何か書いてくださいとやると、当然ご心配のようなことが起こり得る。しかし、協議会において少なくともこういう項目に対する提案というのをちゃんと記載してくださいということのベースがあれば、1つはそのベースに対してどういったことを考えているかということがクリアになりますし、そのベース以上にプラスアルファこういうことも考えていますということが書けるようになっていけば、それはそれで入札の際の評価というものにもつながってくるかもしれない。問題は多分真っ白な状態で何か考えてくださいということに対するご不安なのかなという気はしたのですが、少なくとも協議会としてはまずそういう項目を明確に皆さんで協議をした上で、この項目についてはちゃんと共存共栄をそれぞれの事業者の方がどう考えているのかということを記載するような、そういった、言ってみれば意見というものをみんなでまとめていくというのはある意味先々のプロセスもクリアになってわかりやすいのかなという気はしました。

ただし、ここに書かれている項目の中身がよくわからないということを事業者の方が後々思われるのが問題であるならば、入札等のプロセスに入る前に協議会で整理したこの項目はこういうものですよということに関係者の方々にいろんな意味で共有すると、これはプロセス全体の透明性・公平性という観点からもいろんな意味でかなっているというふうに今のご議論を聞いて感じた次第です。

○和田副組合長理事

今どういう共生策をやっていくかというのをこの場で決めるというお話をしましたが、まず、先ほど渋谷さんおっしゃったように、調査が必要だと思います。調査して、じゃ、この漁場はどういうふうに育てられるか、つくれるかというのが始まりだと思うんですね。だから、そこの一番最初の入り口からの話だと思って、その後は、その調査が終わった後、じゃ、次の段階どういうふうにやっていくのかということであって、そこまでここで決められることではないと思うんですね。

ですから、最低限の、最初の入り口、調査から始まるよということで、それにはどのぐらいかかるということもあると思うんですけどね。そういうものをどの事業者も理解してもらいたいということで、そういう話でそのほかにもいろいろありますので、やっぱり我々と公募をする前にそういう理解を得てほしいというのが私の思いです。

○永尾座長

わかりました。

学識、今までご発言されていない千葉県漁業協同組合連合会から何かご意見ございませんか。ございませんか。

○坂本代表理事会長

それでは、連合会といっても、要するに漁業でありますから、やはり漁業的な立場ということになるわけですが、この五島市さんの協議会の意見取りまとめというこの参考資料の1なのですが、ここの中で、先ほど工藤先生からリスト、何かリスティングみたいなものをやればどうだろうかというご意見があったんですが、確かにそのとおりでもあるとは思うんですよ。

ただ、例えば、この五島市さんの協議会の意見の取りまとめのところの3ポツの(2)のところ、その2番目のところ、選定事業者は、地域や漁業との協調・共生のための基金を五島市と協議の上設立することということが書かれているわけなんです、ここには、要するに、金額も、例えば、共生策の規模というのも全く何も書かれていないわけなんですよね。で、そこの中で、これが、要するに、協議会の意見全てであるという話になると、先ほど和田委員からお話がありましたように、この公募が行われた後、利害関係者との接触ができなくなるということが基本のようですから、そうすると、そのところの話し合いが全く何も行われていない、またはそういう情報を私から伝えることができないという状態の中で入札が行われてしまうということになる。それが多分一番懸念していることなんだろうと思うんですよ。

ですから、そのリストという中に基金というのがどんなものなのかということを書くことがほんとにできちゃうんだということであれば、それを、例えば、この協議会の意見の取りまとめとして、そういうふうにしたほうがいいよということであれば、そういうことでもいいんだというふうに思いますし、例えば、それが五島市さんのような、こういう書き方であるということであるならば、やはりそのところで漁業者の心配を払拭するような何かそういう、書けること、書けないことというもののなかで何かの説明ができるような場所をつくってもらえれば、漁業者は安心するんじゃないかというように思っております。

やはり千葉県いろいろ東京湾で開発というのがあったわけですが、その場合には相

対の話ということでずっと進んできたわけですね。ですから、開発事業者と、それから、漁協なり漁連なり漁業者なりというところがお互いに話し合いをした中で最終的に合意をして、それで開発が行われてきたということがあったわけなんですけど、今回の、要するに、新しい法の中での立場から、例えば、漁業者の立場からすると、そのところでちゃんとした、要するに、今までと同じような話し合いができるような場所というものを確保してもらいたいということをこの協議会の意見として取りまとめてもらえればいいんじゃないかということだというように思います。これは漁連としてもそういうように進めていただければと考えております。

○永尾座長

ありがとうございました。今のご意見もう少し具体的な数字等が入ればもっとよろしいということなんですけど、いずれにしても、そういった調整の場を設けるべきであると、それは和田さんと同じご意見でございますね。調整の場を設けて、そこで了とは言えないにしてもお互いの意見を伝える場が欲しいと、そういうことでございますね。

○渋谷副座長

長崎県五島市の場合は環境省さんの事業がかなり前からやっていて、もう下地ができていて、この協議会に入っているということをまずご理解したほうがいいと思います。そこを、まるっきりそれで長崎の五島と銚子を一緒にしてしまうとすごく無理があると思ってます。私もずっと五島にもう6年も7年もあそこでやって、もう漁業者さんと事業主さんと地元の自治体といろんなことがきちっとでき上がってきて、かなりでき上がった時点でこの協議会をやって、だから、かなりラフというか、語弊があるんですけど、これでもきちっと向こうは話が進むのかなと思うんですけど、銚子さんの場合はまだまるっきり一からなので、そのところをちゃんと理解して協議会としての話をしていったらいいのかなと思って、長崎の五島と歴史が全然違うというところからご理解してやってみたらすごくいいかなと思います。

○永尾座長

ありがとうございます。長崎の五島はいわゆる環境省が主導した浮体式でありまして、ただ、一方、歴史という議論をすれば、銚子はNEDO、東京電力がやっています、歴

史のそういった話をすれば遜色ないような気がします。

○渋谷副座長

漁業共生という面で、あくまでも。

○永尾座長

はい、どうぞ。

○清水課長

そういう意味では、すいません、事務局から明確にさせていただきますが、そういう意味で私の説明が不十分だったのかもしれませんが、もうご指摘のとおりでございまして、どれかの形が正しいとか、押しつけるというつもりは事務局としては全くございませんので、それぞれの地ごとにそれぞれの地としてどういう形だったらまさに一緒に共存共栄でやっていけるのかなという形をぜひご議論いただきたいというふうに思っております。

で、今渋谷様からお話がありましたとおり、それぞれのところの歴史的な流れ、その経緯も違えば、漁業者さんのやられている漁法も違えば、つくられるものも違いますので、それぞれのところでご議論をいただきたいと思いますし、そういう意味でこの五島の件はあくまで参考のつもりで提示しただけでございしますが、むしろこれが誤解を与えるようであれば、これは忘れていただいて、更地で、ここで全くゼロからご議論いただいても構いませんので、そういう前提で、すいません、この五島と比較してここがどうかというよりも、むしろこの海としてどういう形がふさわしいかということでご議論いただければ、そういう意味で事務局の説明なり進め方がその部分で誤解を与えたようであれば、訂正させていただきます。

○永尾座長

補足説明ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。学識経験者という立場から何かございましたら。はい。

○工藤構成員

どうもありがとうございます。先ほどのご指摘私もおおむね賛成です。もともと最初の

プロセスのところで私の理解が進んでいなかったところがあったので、協議会でいろいろ提案できることというのは、それを実現可能なものとして捉えていいということだったので、漁業者の方が具体的にそういったコミュニケーションをとる場を入札前にプロセスとして置きましょうということをこの場で皆さんの合意であるならば、そういうことの実現に向けた1つの提案という形にするということについては私も全く賛成です。

どちらかといいますと、私は最終的に入札をするときにそれぞれの事業者の方々がそれぞれの共生策についてどう考えるかということを当然出されて、それをいろいろな面で比較をした上で評価をされるというふうに個人的には認識していたので、そのプロセスがあれば十分かなと思っていたのですが、やはりそこにはちゃんと十分な内容説明等がされて、より具体的な提案なり何なりができるようにしてほしいというふうに私も理解をしたので、そういったことが機会的にセットできるのであるならばいいというふうに感じた次第です。

一方で、ちょっと述べたいと思うのは、やはり先ほどの事務局の最初の1枚目にも書いてあったとおり、当然この洋上風力を建てるということに対しての地元と事業者との共存共栄というのを基本的にやるというのがベースにある、これは大前提だというふうに認識しておりますけど、一方で最後のほうにも書いてあったとおり、国民経済的に見て洋上風力等に対する期待は相当大きい、これは間違いない。ただし、いたずらにコストが高いものが入ってきてしまいますと、エネルギー環境政策上の意味でちょっと問題が出てきてしまう可能性があるので、できる限りコストというものは下げることが1つの柱にはなっていると。これはできるだけ共有をしておきたい。

ただし、今回いろいろ漁協さんのコメント、もしくは銚子市さん、千葉県さんのいろいろなご要望と期待感というものを拝見して、こういう、言ってみれば期待感があるんだなということの理解が深まりました。こういった、先ほど申し上げた国民経済的な観点と、地元というものを意識したときのバランスをどういうふうにやっていくのかということを経営的な意味で提案の形に組み込む、特に地域特性を踏まえるというのは大前提だと思っているので、その地域特性を踏まえた、こういった透明性があり公正性があるものをこの中で組み込んでいくかということは大事なことだと思っています。

先ほども自治体さんからの説明にあったとおり、継続という言葉が実はあって、FIT法のベースでこの事業がいろいろ動き出しますと、大体20年はこういった発電事業をやっていく、だから、外形的に見ますと、20年間大体ずっといろいろな意味で事業ができて、共

共存共栄的な取り組みも進むということが印象としてはあるのですが、しかし、やはり発電事業というのをやっていったときに市場の構造もいろいろ変わる可能性もあるので、その事業そのものができるだけ継続性を持って収益等が得られて、そして、それが共存共栄との間でうまくシェアができるという構造が実は結構大事かなというふうに思っています。

ですから、実際問題として、当然のことながらいろんなご要望がたくさんある。ですが、そのご要望の中でも、時間軸を考えながら、どういったものを優先順位的にやらなければいけないのか、やっていくのか、おそらくこれは後々事業が動き出した後の全体のいろいろな運営の1つのキーワードになると思っていますのですが、やはり時間軸を踏まえた、継続性のある共存共栄的なやり方というものを、いろんな意味で後々は考えていく必要があるし、そういったことを踏まえた実際の協議会におけるいろんなメッセージというのが多分大事なかなという気がしております。

すいません、ちょっと長くなりましたが、以上です。

○永尾座長

ありがとうございました。

銚子市さん、何か。はい、お願いします。

○越川市長

漁業との共存共栄については今漁業者の皆様から意見が出て、きちんと公募前に対話の場をつくるべきだ、それから、説明会になるのか、公聴会になるのかわかりませんが、この協議会で出てきた意見を生の声として伝えるような場を設けてほしいということについては私も全く同感でございます。

そして、漁業共生のみならず、先ほど市としての考え方を述べましたが、商工業でありますとか、港湾の活用でありますとか、地元経済への波及効果、あるいは教育的なもの、観光的な活用、文化財としての見地などぜひそのような対話の場をつくっていただければ、地元自治体としての意見もしっかりと申し上げさせていただくということでありがたいことだなというふうに感じております。

○永尾座長

ありがとうございました。

今日皆さんからいただいた意見をもって、先ほど銚子沖の意見取りまとめというところでその中に具体的な要望がいろいろ入ってくると思うんですが、今日ご議論いただいたことがかなり具体的になってくるということで、今日のご意見、しかも具体的なお意見がありましたら、お願いしたいと思います。

旭市さん発言されていないということに、何かありましたら、ぜひともお願いしたいと思います。

○小倉課長

第1回でも申し上げましたけれども、旭市としてはあくまでも漁業との共存共栄ということ、それで、海匠漁協さんで納得していただければ、それでよろしいという立場です。

それで、地域振興的な共存共栄ということに関しましては、今回銚子市沖ということで旭市にはあまり入ってこないのかなというのがあるんですけども、ただ、先ほど話し合いの場を公募の前に持つというのは非常にいいアイデアだと思いますので、それを協議会の意見取りまとめとして表記しておくことは有効だと思います。

○永尾座長

ありがとうございました。

○菊池構成員

先ほど渋谷副座長からお話がありましたけど、基礎形式が変わると魚礁としての効果がない可能性もあるというお話だったんですけど、実は今回の地盤調査の結果を見ますと、すごく地盤条件よくて、いいこと、逆に自由度が高過ぎて、いろんな構造形式の可能性があるんですね。ですから、最初から魚礁効果があるということになるとちょっと足かせになってしまうおそれが。要はその趣旨は、風力発電施設をつくるだけで魚礁効果が出るということはないという可能性もあるので、そのことはご理解いただいておいたほうがいいかなというふうに思います。こういうことをやることに別途魚礁効果を期待するというのなら、別のをつくったということであれば、そうかもしれませんが、発電施設だけでというのは必ずしもそうはならない可能性がある、非常にピンポイントなコメントで申し訳ありませんが、そんなことを思いました。

○永尾座長

私も今菊池先生と同じ意見を持っておりまして、先ほどのご質問の中で魚礁効果の最大化・最適化というお話があった。それが十分じゃないと、という意見というふうにお伺いしましたが、魚礁をつくるわけではなくて、今のお話はいかに有効に魚礁を使うかというところなんですね。そういった意味で菊池先生のおっしゃるとおり、魚礁効果最大というのは別の事業になってしまいますので、そのあたりはこの事業の中で、風力発電を入れる事業という中で魚礁をいかに付随的に活用するか、有効化するかという考え方、そういう理解の仕方が適當じゃないかという気がいたしました。

ほかに何かありますか。

実は船の運航をやっております宮内様ですが、実は宮内様、私昨年夏に地区の子供たちを連れまして、三、四人連れて風力発電の教室を開きまして、見学会を開いたんですが、そのときの船長さん、宮内所長というより宮内船長というのが適當なんですが、すごくお世話になった方なんですが、運航者としてのご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

○宮内所長

今日は関東旅客船協会の事務局代理という形で出席させていただきます。宮内と申します。

今回この事業者の公募の運用指針の中にもあると思いますけども、環境アセスについてなんですけども、やはりこの実施時期について公募が決まった時点で速やかに事業者は実施をする、環境アセスですね、この時期なんですけども、例えば、五島市を見てみると、工事中から終わった後とかになっているんですけども、実際の工事終了よりもその1年前なのか、速やかにという言葉自体がちょっとあやふやなのかなと思います。もっと明確に工事開始時、もしくは工事開始1年前とかいうふうにして環境アセスについては、やはり鳥とか、海洋生物、魚もそうですけども、とても重要な問題だと思います。ですから、この環境アセスについてももう少し明確な文言が要るんじゃないかと思います。

船の運航に関しては直接、航路的には何の問題もないんですけども、どうしても今、同じような話になっちゃうんですけども、やはり海洋生物が、多様性、生物が結構生息している場所ですので、その辺は慎重に海洋アセスの実施ということをやっていただきたいと思っております。

○永尾座長

ありがとうございました。

今のご意見に対して環境省の鈴木さんから何かご意見、補足ございますか。

○鈴木室長補佐

発言の機会いただきまして、ありがとうございます。

まず、環境省としては再生可能エネルギーの導入というのを大変重要だという立場であります。一方で、導入に当たってはやっぱり環境への配慮もお願いしたいということでございます。今宮内さんから環境アセスメントについてというご発言ありましたが、当然この規模であれば、法律に基づくアセスというのはもう義務化されてきていますので、それはきちんとやっていただくということになるかと思います。資料5、資料6と拝見して、環境への配慮、アセスメントということについても言及いただいておりますので、我々としてはそれをきちっとやっていただくということが大事なかなと思っております。

1つ、景観の話が結構ありましたけども、景観についてはどっちから何を見るのかというところも含めて考えていってはどうかなと思います。眺望方向とかいうところをよく考えてご検討いただけたらいいのかなと思います。

○永尾座長

ありがとうございました。

今のご意見は景観というものに関して具体的なご意見なり、ここだけは大事にしてくれとか、そういうものがありましたら、例えば、屏風ヶ浦といってもそれは広うございますので、どこだけ守りたいということがあるともっとわかりやすいといったご意見だというふうに伺いましたけど、もしそういうものがあれば、何かございますか。

○越川市長

屏風ヶ浦の名勝・天然記念物を指定する際に2カ所ほど眺望のポイント、見るポイントが定められております。1つは犬岩を中心としたエリア、犬岩という岩があるんですけれども、そこからの屏風ヶ浦の眺望、それから、もう1つは地球の丸く見える丘展望館という、愛宕山という低い山でございますけれども、そこがございまして、そこからの眺望と

いうのは1つの名勝・天然記念物の大きな要素になっておりますので、一番大事なのはその2つからの屏風ヶ浦の眺望、それから、風車がどのように見えるのかという点への配慮は必要かなというふうに思っております。

○永尾座長

ありがとうございました。

○越川市長

失礼しました。もう1カ所、名洗付近といいまして、ちょっと西側のところになりますけれども、名洗付近、それから、犬若付近、愛宕山という3カ所からの眺望というのが非常に名勝・天然記念物にとっては大事だということでございますので、その辺の配慮もお願いしたいというふうに思います。

○永尾座長

眺望はいわゆる感覚的なものですから、数字であらわせないのも、一番もめる、もしくは白黒がつきにくいものだという認識をしているんですが、例えば、地球の見える丘、いい展望台があるわけですが、あそこから風車が見えないというのはそれは無理でございまして、どういうことを、例えば、そこから風車が見えないというのはどこも多分無理だと思うんですが、具体的にございますか。

○越川市長

その眺望とか、美観、景観というのはなかなか難しい問題でありますけれども、1つ申し上げるとすれば、昔の、江戸時代の広重の絵などが1つの根拠になっておりますので、そこからの、風車が全く見えないということではなくて、景観とやっぱりマッチしたような風車の並べ方に配慮していただくということが重要、全く見えないということになりますと、ほんとに水平線の先までということで現実的ではございませんので、並べ方などに工夫をしていただきたいということだと思います。

○永尾座長

ありがとうございました。風車の景観に対するアプローチは十分あって、見えないよう

にするというのは1つと、それは今市長おっしゃったとおり、水平線の向こうに持ってい
かざるを得ないんですが、基本的には、一番生産的な解としては、例えば、デンマークの
コペンハーゲンの沖にミドルグルンデンという風車が、2メガワットが20本建っています
けど、それは直線じゃなくてきれいなアークを、いわゆる弧を描いて建っているんですね。
で、弧を描いて、それが非常にきれいで今観光名所になって、風車、そこにヨットが、ヨ
ットでみんな風車を見に行くと、風車のその並び方がきれいに工夫されているというこ
とで、むしろ風車を観光資源に使っているということで、景観の中に埋め込んだ、景観を際
立たせるというアプローチをやっておりますが、そういうアプローチもあるということで、
今風車が見えないようにじゃないよということでお答えいただいたので、安心しました。
ありがとうございました。

○越川市長

観光資源としても風車の風景を今後役立てていきたいという思いがございますので、屏
風ヶ浦の景観を生かしつつ、また、自然エネルギー、再生可能エネルギーを象徴する、ク
リーンなエネルギーの象徴として風車がきちんと立ち並ぶ風景というのは銚子の新たな資
源になるというふうに考えております。

○永尾座長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。時間はまだ大分ございますが。自由意見ございましたら。

○塩原構成員

それでは、地域振興という観点で一言申し上げたいと思います。

私、昨年一昨年とオランダ、ドイツ、英国のウインドファームの視察をしてまいりまし
て、大きな、ブレーマーハーフェンとか、エームスハーフェンという拠点港とか、積出港
というのは確かに重厚長大産業で、非常に壮観ではあるんですが、私が、より心惹かれた
のは、地元にあるメンテナンスの拠点であります。小さいながらもここに、港湾にメンテ
ナンスのマリンコーディネートセンターと言われるようなものがありまして、そこからメ
ンテナンス船が出てくるという形でございます。数カ所私見てきましたが、ここで地元の
方が数十名雇用されていて、非常にいい雰囲気であったというふうに思いました。

日本の沿岸の人口減少というのは非常に進んでいるということで、こういったものを、例えば、名洗港に拠点になるものをつくっていく、メンテナンス施設、そういったものができれば、実現していけば、地域振興という意味では非常にいいんじゃないかというふうに感じております。ですので、この資料の今日の5である1ボツ、ここで地域の雇用の創出とか、名洗港の活用、こういったところにそういったものを期待というか、協議会の意見として盛り込んでいったらいいかなというふうに感じました。

○永尾座長

ありがとうございました。

千葉県からは資料6によるご説明がありましたが、今日の、今の議論について追加するとか、また新たな議論というのはございませんか。

○吉野部長

環境面も、それから、今の名洗の関係も含めていろいろ論点として出てきましたので、そういったものをしっかりと意見の中に書き込んでいただくというのが私どもとしては大切なことだなと思っておりますので、それを書くということは、書いていただければ、特に改めて追加するというのはないんですけども、ただ、協議会の意見で、先ほど来出ていた、例えば、事業者の方を決めるときにどういう形で、これでもう全くそのままになっちゃうということになるとやっぱり不安があると思いますので、まずは協議会の意見の中により具体的な項目を書ける程度で書いておいて、あとは決め方というのですか、それを決めておいて、しっかりと事業者の方と意見交換するなり意思疎通を図れるような形をやるというご意見が出ていましたので、そういったものを配慮していただけるといいのかなと今伺っていて感じました。

それから、地域振興という観点、私どももともと商工労働部ということですので、やはり観光面とか、地域振興、それから、漁業者の方々の振興というのを県全体としても含めて考えていかなきゃいけないので、そういった意味でいろいろ具体的に書けることは書いて、あとは実際に決めるときにどういう決め方をするかということも協議会として意見をしっかり出して、それで、具体的に決めるときにそれをしていただくという形、それがとればいいのかないかなという感じには考えております。

まともじゃなくて、すいません、以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

皆さん多くの意見は、できるだけ具体的に今後の資料にまとめ、それで、事業者さんにそれを事前によくお示しし、説明できる機会が欲しいということが皆さんおっしゃっていることというふうに理解しました。

ほかに何か、議論はかなり尽くしてきたような気がしますが、何かございましたら、お伺いしたいと思います。水産庁さんから何かございますか。魚礁の話が先ほど大分出てきましたけれど、魚礁効果という観点から何か補足事項がありましたら、お願いします。

○小林計画官

水産庁、小林でございます。

なかなか先ほどのお話ありましたように、魚礁も建て方次第では効果があるとか、ないとか、一言では言いづらいということも非常に貴重なご意見だなというふうに感じております。おそらく漁業者サイドという立場からだけ言わせていただければ、なるべく漁業、集魚効果の高い魚礁のようなつくりをお願いしたいという話になってくるのかなと思いますけれども、そのあたりはなかなか、やはり公募の提案の中で行われるというところでもありますので、それをお願いするというのはちょっと厳しい部分もあるのかなと思いますが、そういったご意見も協議会の中でしっかり議論をされて、協議会の取りまとめの中の1つの議題としてしっかり載っておりますということが事業者さんでも後々議事録などで確認できるということがあるというのは非常にいいことではないかなと思います。

なかなか魚礁をどのようにすればいいという意見まではちょっと発言できませんけれども、そういったことで進められればいいんじゃないかなと思います。

○永尾座長

ありがとうございました。

国交省の松良課長からは地盤に関するご説明がありましたが、何か補足する、もしくはその後のご意見というのはございますか。

○松良課長

地盤につきましては特に申し述べるございませんが、これまでご意見の中で出ておりましたけれども、名洗港の活用につきましてはまさに皆さん各委員の方ご指摘いただいたとおりだと思います。メンテナンス港としての機能をしっかり持たせていくということと、それに付随する様々な地域産業の活性化、あるいは雇用の増出というところがこれは極めて重要な課題であると思っております。単純にメンテナンス要員だけ、運ぶためだけの維持管理港ではなくて、それに関連する様々な産業を誘致できるような、そういった港湾の規模があると、これは非常に望ましいのかなと思っています。事務局どうこう言うよりも、これはやはり協議会の中でしっかりご議論いただいてそれらの要素が必要だということを確認していただければよろしいかなというふうに思います。

○永尾座長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。ようございますか。

では、今日ご意見をいろいろいただきまして、これをどうまとめるかというのが今度は事務局、その前のお仕事でございますが、事務局におかれましては、特にございませんでしたら、議論はこれで終わりにして、次に進みたいと思います。

はい、どうぞお願いします。

○坂本代表理事会長

先ほど魚礁効果というお話が出ていたわけなんですけど、我々としては漁業との共生というものにはそういう魚礁効果を期待するという部分があるわけなんですけど、例えば、これは浮体式じゃなくて、要するに、設置、着床式のものですから、今の時点から20年後、25年後の話をするというのもあれなんですけど、やはり事業終了時または事業終了後に全撤去というのが前提のはずなんですけど、例えば、魚礁の効果があるとか、それから、何十年間の間にここのある程度漁場として活用できるような、または漁業と共生するということがうまく何かできていくようなことがあった場合には、事業の終了という形をどういうふうにしたらいいいのかということを考えられるような、協議できるという一文言を入れてもらえれば、そうすれば、撤去するというだけが選択だけじゃなくて、何かその間にいろんなことをやれば、撤去を完全にしなくてもいいようなものであるとか、それから、さらに20年間の発電期間ですけれど、それがさらに延長できるということがあった場合に

はどういうことを、再協議をすとか、そういうものというのをどこかのところで協議会の意見として出してもらえればいいんじゃないかなというふうに思います。

○永尾座長

非常に有益なご意見ありがとうございました。新しいプロジェクトをやるときにはみんな最初はいけいけどんどんでつくることばかり考えるんですが、撤去はもう先のことだということで、考えないということで、現実には弊害が出ている例もありますけれど、最初からそういうことをきっちり入れて、しかも、魚礁として使うのか、それは別に使えるんじゃないのと、それから、事業の継続というのも視野に入れるという、今のご提案を含めて検討させていただければと。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。ようございますかね、これで。

では、長時間にわたって貴重なご意見賜りまして、大変ありがとうございました。事務局におきましては、今日いただいたいろんな議論を整理して、次回、第3回に向けて意見をまとめて、具体的な議論が行えるようなご準備をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の協議会を閉会にしたいと思います。今日は皆様ご多忙の中、ありがとうございました。

— 了 —